

登記の申請（不動産関係）を検討されている方へ

－不動産の登記申請－

登記の申請は、司法書士などの資格者代理人に委任するか、又は申請人御自身が行うことができます。

ただし、申請人御自身が行う場合、登記の申請の種類によっては、内容が複雑なものや、多くの証明書等（遺産分割協議書、印鑑証明書、戸籍謄本、除籍謄本等）を必要とするもの、測量の技術を要するものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、[司法書士](#)や[土地家屋調査士](#)に申請手続を委任して行うことができます。

御自身で登記の申請をされるかどうかの御判断は、[登記申請書の作成方法](#)等を参考に御検討ください。

◎登記の申請を御自身でされる方は、次の注意事項を必ずお読みください。

- 1 登記の申請を御自身でされる場合は、御自身で登記申請書を作成の上、必要な添付情報とともに管轄する法務局（登記所）に提出してください。なお、登記の申請に関し不明な点があれば、お近くの法務局（登記所）で相談することができます。相談する場合は、[登記相談を予約制](#)としていますので事前に電話等で相談日時を予約願います。
- 2 相談時間については、多くのお客様がいらっしゃることから、おおむね20分以内とさせていただきます。
- 3 相談される際は、登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書（又は要約書）、登記済証（権利証）、登記の申請に必要な書類（添付情報）を準備された上でお越しただけると、より具体的に相談に応じることができますので、御協力願います。
- 4 登記相談においては、不動産登記の申請手続に関する相談をお受けしています。相談では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等の御案内をいたしますが、作成された登記申請書が受理できるかの審査（いわゆる事前審査）は行いません。
- 5 司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。